

款願書内容細別

(一) 公傷私傷ニ関スル件

(1) 作業中ノ負傷及ビ作業ニ原因シテノ疾病ニ関シテハ、治療ニ要スル費用トシテ、治療中ノ給料ハ一月ニ拾圓ノ収入ト假定シテ半額ヲ支給シテ頂キ度イモノテス

(2) 尚、私傷私病ニ付シテモ適當ナル救濟方法ヲ講ジテ頂キ度イモノテス

(二) 難船及ビ船体修理ノ際ニ於ケル手當ノ件

(1) 難船ハ天災地變其他ノ不可抗力ノイタス所デアリマスカラ船員ノ損害ニ付シテモ相當ナル救濟補助ノ方法ヲ設ケテ頂キタイ

(但シ人命ヲ失フ等ノ場合、葬儀費用ノ全額支給勿論遺族ニ付シテ適當

補助ヲシテ頂キ度イ)

(2) 船体修理五百以上ニ直ル場合、ソノ月ノ総傷キ高収入ヲ一日分ニ